

# フレアスヘルパーステーション盛岡

## 居宅介護・重度訪問介護契約書

\_\_\_\_様(以下「利用者」という。)と株式会社フレアス(以下「事業者」という。)は、フレアスヘルパーステーション盛岡が利用者に対し提供する提供する居宅介護・重度訪問介護について契約します。

### (契約の目的)

第1条 本契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律(以下、障害者総合支援法)等関係法令の理念に則り、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、事業者が個別援助計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適正に行うことを定めます。

### (契約期間)

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日からとします。ただし利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ利用者の介護給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は同じ内容で更新されるものとします。

### (居宅介護計画)

#### 第3条

1. 事業者は、利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえたうえで、居宅介護等サービスの目標、事業者が提供するサービスの具体的内容、要時間、日程等を盛り込んだ支援内容を検討し、個別援助計画書を作成します。

2. 居宅介護計画については、6か月に1度定期的に見直すほか、必要に応じて見直します。

3. 居宅介護計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者及びその同居の家族に説明し、ご納得いただいた上で記名押印を頂きます。

### (サービス内容)

第4条 事業者は、サービス従事者を利用者の居宅に派遣し、第3条に定めた居宅介護計画に沿って、居宅介護等サービスを提供します。なお、契約支給量等については受給者証に記載の通りです。

### (利用料金)

#### 第5条

1. 利用者は「重要事項説明書」及びサービス料金表に記載する介護給付費等対象サービスに対して、利用者負担額(厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から介護給付費等の額。「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限月額が利用者の1ヶ月の負担の上限額となります)を事業者に支払います。なお、介護給付費の額については、事業者が市町村から代理受領いたしますので、利用者が直接支払う必要はありません。

2. 利用者は、重要事項説明書に記載する介護給付費等対象外サービスに対して、所定の料金を支払います。

### (利用料の支払い方法)

#### 第6条

1. 利用者は、前条第1項及び第2項に定める額の合計額(以下、利用料金という)を月毎に事業者に支払います。

2. 事業者は、利用料金に係る請求書をサービス提供月の翌月15日までに利用者へ通知します。

3. 利用者は、請求があった利用料金について、請求のあった翌月の27日に指定口座にて引き落としをします。

### (説明義務)

第7条 事業者は、契約に基づく内容について利用者の質問に対して適切に説明を行います。

### (安全配慮義務)

第8条 事業者はサービスの提供にあたって利用者の生命、身体の安全確保に配慮します。

### (緊急時の援助)

第9条

1. 事業者は、現に居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な対応を行います。

2. 前項のほか、事業者は利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者及びその家族が指定する者に対し緊急に連絡します。

### (身体拘束の禁止)

第10条 事業者は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

### (秘密の保持)

第11条

1. 事業者は、業務上知り得た利用者やその家族の秘密を保持します。

2. 事業者は、他の指定障害サービス事業者等に対し利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ることとします。

### (苦情解決)

第12条

1. 利用者及びその家族は、事業者が提供するサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載する苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

2. 事業者は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及びその方法等について、利用者又は家族に文書で報告します。

3. 事業者は、利用者及びその家族が苦情を申し立てたことを理由として利用者に対し、不利益となる様な対応はしません。

### (契約の終了)

第13条

1. 利用者は 30 日以上の予告期間をおいて文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。

2. 前項に関わらず事業者が次の各号に該当する行為を行った場合には、利用者は直ちにこの契約を解除することができます。

(1)事業者が正当な理由なく契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合。

(2)事業者が第 14 条に定める秘密の保持に違反した場合。

(3)事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合。

(4)他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合。

3. 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し 30 日の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

4. 前項に関わらず利用者が次の各号に該当する場合には事業者は、ただちにこの契約を解除することができます。

(1)利用者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を 2 か月以上延滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合。

(2)利用者が、故意又は重大な過失により、事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。

(3)利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。

(4)天災・災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。

(5)利用者が連続して 3 ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合、又は現に連続して 3 ヶ月を超えて入院した場合。

(6)利用者が死亡した場合。

**(損害賠償)**

**第14条**

1. 事業者はサービスの提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係市町村及び利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2. 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとします。

**(協議事項)**

第15条 この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者が障害者総合支援法の関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

**【事業者】**

事業者名 株式会社フレアス  
事業者住所 山梨県中巨摩群昭和町西条 1514  
団体の代表者名 代表取締役社長 澤登 拓

事業所名 フレアスヘルパーステーション盛岡  
管理者名 杉田 香都子

**【利用者】**

住 所

氏 名

**【代理人】**

住 所

氏 名

印 (続柄 )